

測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）への登録について

平成 24 年 4 月

京丹後市財務部入札契約課

京丹後市が発注する調査設計業務、地質調査業務、測量業務並びに、補償コンサルタント業務で、業務委託料が 100 万円以上（消費税を含む）の業務について、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）への測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）の登録については、次のとおり登録手続を行ってください。

1. 業務委託料が 100 万円以上の場合

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、テクリスの登録を行うこと。

- (1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- (2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- (3) 完了時 業務完了届提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
- (4) 訂正時 適宜登録機関に登録申請を行う

2. 業務委託料が 100 万円未満の場合

- (1) テクリス登録はできません。

3. 契約内容等に変更があった場合の対応

- (1) 履行期間、技術者等（管理技術者、主任技術者、照査技術者）に変更が生じた場合は変更登録を行うこと。
- (2) 変更前業務委託料が 100 万円未満の業務が、変更契約により変更後業務委託料が 100 万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。

4. その他

- (1) JACIC 発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。
- (2) 変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

新旧対照表（測量調査設計業務情報サービス〔テクリス〕登録）

現行	改正	備考
<p>1. 業務委託料が100万円以上の場合</p> <p>受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、テクリスの登録を行うこと。</p> <p>(1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>(2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>(3) 完了時 <u>業務完了後10日以内</u></p> <p>(4) 訂正時 適宜登録機関に登録申請を行なう</p> <p>2. 業務委託料が100万円未満の場合</p> <p>(1) テクリス登録はできません。</p> <p>3. 契約内容等に変更があった場合の対応</p> <p>(1) <u>工期</u>、技術者等（管理____・主任技術者、照査技術者）に変更が生じた場合は変更登録を行うこと。</p> <p>(2) 変更前<u>請負代金額</u>が100万円未満の<u>工事</u>が、変更契約により変更後<u>請負代金額</u>が100万円以上となった場合は、契約登録を行うこと。</p> <p>(3) 変更前請負代金額が100万円以上の<u>工事</u>が、変更契約により変更後請負代金額に増減が生じた場合は、変更登録を行うこと。</p>	<p>1. 業務委託料が100万円以上の場合</p> <p>受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上で、テクリスの登録を行うこと。</p> <p>(1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>(2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</p> <p>(3) 完了時 <u>業務完了届提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内</u></p> <p>(4) 訂正時 適宜登録機関に登録申請を行なう</p> <p>2. 業務委託料が100万円未満の場合</p> <p>(1) テクリス登録はできません。</p> <p>3. 契約内容等に変更があった場合の対応</p> <p>(1) <u>履行期間</u>、技術者等（管理<u>技術者</u>、主任技術者、照査技術者）に変更が生じた場合は変更登録を行うこと。</p> <p>(2) 変更前<u>業務委託料</u>が100万円未満の<u>業務</u>が、変更契約により変更後<u>業務委託料</u>が100万円以上となった場合は、契約登録を行うこと。</p> <p>(3) _____ _____ _____</p>	<p>登録時期の統一を図る。</p> <p>契約書の標記に準じる</p> <p>コリンズと整合を図る。</p>